

よくあるお問い合わせ

Q		A
全般	なぜ調査をするのですか？	健康保険法施行規則第 50 条により、保険者は認定後においても被扶養者の資格の確認をすることとなっております。認定基準を満たしていない被扶養者の方が加入し続けることは、その方の医療費についても被保険者が過重に負担することになります。医療費適正化のためにもご理解の程よろしくお願いたします。
	提出日までに被保険者本人が退職、または調査対象の被扶養者が減少予定の場合はどうすればいいですか？	調査表に被保険者の退職日、又は調査対象者の被扶養者の減少日を記入の上、ご提出ください。添付書類は不要です。
世帯全員の住民票について	世帯全員の住民票ではなく住民票記載事項証明書でもいいですか？	住民票記載事項証明書は世帯全員が記載されていない可能性があるため不可となります。 <u>必ず世帯全員の住民票を添付してください。</u>
非・課税証明書について	いつの非・課税証明書ですか？	令和 3 年度（令和 2 年 1 月～12 月の収入・所得分）の所得及び市県民税の課税額の証明書です。
	帰国（入国）直後で取れない場合はどうすればいいですか？	無職、無収入である旨の 事業主による証明 が必要です。（形式は当組合 HP に掲載していますが、内容が同等であれば独自の形式でも構いません。）
	非・課税証明書に給与収入金額が記載されているが、現在無収入の場合はなにを提出すればいいですか？	非・課税証明書をご提出頂くのは、 <u>収入金額が 0 円であることを確認</u> するためです。（年金収入のみの方は年金収入以外に収入がないか確認するため）よって給与収入金額が記載されている方は、現在無収入であっても「直近退職された方」に該当します。添付書類一覧にて該当する書類のご提出をお願い致します。
	営業・不動産・農業・雑所得がある場合、（非）課税証明書の所得金額で収入確認となりますか？	基本的には所得金額＝収入金額とは見なしません。所得内容によりますが確定申告書などの内訳が確認できる書類が必要となります。
給与収入に関して	一時的収入があるが、現在は無い（日雇い派遣などスポットで働いている）場合はどうすればいいですか？	一時的な収入が月、年単位ではどのくらいの金額なのか、過去の実績とこれから見込まれる収入によって判断します。それらを確認できる書類をご提出下さい。（直近の非課税証明書、直近の給与明細、雇用契約書、雇用先からの収入証明等）
	給与明細を紛失した場合はどうすればいいですか？	勤務先に再発行又は別途給与支払証明を依頼するか、通帳の写しなど金額が確認できるものを提出してください。
	直近 3 か月の内、支給がない月がある場合にはどのように給与明細を提出すればいいですか？	基本的には <u>連続した直近 3 か月分（5.6.7 月など）の給与金額を確認</u> することになりますが、例えば 6 月は稼働がなく、給与がない場合には勤め先で「ない月」を含めた 5.6.7 月の支払証明を作成していただくか、6 月は 0 円の給与明細、または通帳の写しなどで 6 月の振り込みがないことが確認できるものを提出してください。収入月がもっと少ない場合（1.4 月しかない等）には、同様の方法で半年・1 年間等の支払状況が確認できるものを提出してください。
	新型コロナワクチン接種業務に係る医療従事者として勤務しており、一時的に勤務が増えて収入基準を超える月がありますが、扶養継続は認められますか？	ワクチン接種業務に従事されている医療従事者の方は、直近 3 か月の給与明細に加えて、「 <u>新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書</u> 」を提出してください。
別居（住民票上別世帯も含む）の場合	仕送り金額はいくらでもいいですか？また、1 回でまとめて送ってもいいですか？	その金額で生活ができると社会通念上判断できる金額であって、かつ別居の被扶養者（同居人がいる場合にはその世帯の中で最も収入の高い方）の収入と同額以上の生活費を被保険者が継続的（原則月に 1 回であり、半年ごと、1 年ごとの仕送りは継続的とは見なされない）に仕送りしていることが認定の条件となります。
	同じ住所であるが、住民票では世帯が別々の場合（二世帯など）には同居として仕送りは不要ですか？	<u>別居扱いとなりますので仕送りが必要です。</u> 世帯が別であるならば、生計維持関係も別であると考えますので、別居の場合の添付書類を揃えてください。
	実際には別居しているが、住民票を異動させていない場合は同居扱いになりますか？	住民票上は同世帯であっても、実際に別々に住んでいるのであれば <u>別居扱い</u> となります。 <u>別居の場合の添付書類を揃えてください。</u>
海外勤務の方に関して	家族全員が海外在住となっている場合も添付書類は必要ですか？	日本から帯同している家族の場合は事業主による海外在住している旨の証明を添付してください。海外勤務中に現地の方と婚姻した場合は、通常通りの添付書類に翻訳をつけて提出してください。
	家族が国内に残っている場合には添付書類は必要ですか？	単身赴任扱いとなりますので、通常どおりの添付書類を提出してください。